

米軍基地普天間飛行場の固定化を許さず 即時閉鎖・早期返還の実現に関する意見書

米軍基地普天間飛行場については、平成8年の日米両首脳による返還発表から既に17年が経過している。その間、米軍機の墜落事故などが相次いで起きており、特にことし4月の普天間飛行場所属 CH-53E型ヘリが韓国で訓練中に墜落、炎上した事故は、平成16年に沖縄国際大学に墜落した事故を思い起こさせ、いつまた大惨事が起こってもおかしくない状況に、宜野湾市民はもとより沖縄県民の恐怖と不安は計り知れないものがある。

そのような中、日米両政府は昨年10月にMV-22オスプレイ12機を県民の意思に反し強行配備し、ことしの9月25日までに12機が追加され、合計24機の配備が完了したことは、極めて遺憾であり、さらなる基地機能の強化及び固定化につながるオスプレイの配備を断じて容認できるものではない。

また、オスプレイについては、県が県内市町村と取り組んだ飛行実態に関する目視調査の結果によると、10月の1カ月間で日米合同委員会の合意に違反すると思われる飛行が172件あり、訓練が激化していることはいうまでもなく、さらに本市においては、去る10月21日午後10時過ぎから翌22日午前2時までエンジン調整による騒音を轟かせる等、騒音規制措置で取り決めた制限時刻を超えた時間帯における飛行及び地上での活動が行われており、普天間飛行場を取り巻く環境は、負担軽減が図られるどころか年々悪化の一途をたどっており、普天間飛行場の危険性を除去するという市民の願いとは逆行している状況にある。

本市議会は、これまで米軍による事件、事故が起こるたびに、日本政府及び関係機関に対し、再三再四にわたり強く抗議、要請してきたが、一向に解決の道は見えず、これ以上、いつ何時、大惨事を引き起こすか予断を許さない状況のまま、同飛行場の固定化は絶対に許されるべきではない。

よって本市議会は、9万5千人余の市民の尊い生命や財産及び平穏であるべき生活を守るためにも、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去を図るべく、日米両政府において、あらゆる手段を講ずるよう求めるとともに、同飛行場を固定化せず即時閉鎖し、早期返還するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月17日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄県知事